

生駒市生活支援体制整備事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域における高齢者のニーズ及び地域資源の状況を的確に把握し、高齢者のニーズに応じた適切な支援の提供を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する事業を実施することにより、高齢者の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実及び強化並びに高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、生駒市とする。ただし、この事業の運営を適切な事業運営が確保されると認められる社会福祉法人、医療法人等の団体に委託することができるものとする。

（事業内容）

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

（1）生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置

（2）協議体の運営

（コーディネーター）

第4条 コーディネーターは、事業主体による多様な取組のコーディネートを担当し、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、次に掲げる業務を実施する。

（1）資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）に関すること。

（2）ネットワーク構築（関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等）に関すること。

（3）ニーズと取組のマッチング（地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等）に関すること。

2 コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、個人や所属する団体等の利益によることなく、地域の公益的活動の視点及び公平中立な視点を有するものを配置する。

3 第2条ただし書の規定により団体に委託する場合におけるコーディネーターの事業実施上の留意点は、次のとおりとする。

（1）個人情報保護法及び生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）の規定等を踏まえ、利用者及び利用世帯の個人情報やプライ

バシーの尊重、保護に万全を期するものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 自身が所属する団体の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行わなければならない。

(協議体)

第5条 協議体は、コーディネーター及び生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場として、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的とする。

2 協議体において意見及び助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1) コーディネーターの活動に関すること。

(2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進に関すること。

(3) 企画、立案及び方針に関すること（生活支援等サービスの担い手養成に係る企画等を含む。）。

(4) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。

3 市長は、次に掲げる者のうちから、協議体への参加を求めるものとする。

(1) コーディネーター

(2) 介護保険運営協議会の委員

(3) 地域包括支援センター職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 協議体の参加者は、その互選により協議体を進行する座長を定めるものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議体に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 協議体の庶務は、地域包括ケア推進課において処理する。

7 介護保険運営協議会及び協議体を同時に開いた場合において、介護保険運営協議会に参加し、引き続き協議体に参加する委員があったときは、当該委員に対しては、協議体参加に係る報酬を支払わないものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。